

## 皆野町と埼玉県立皆野高等学校との連携に関する協定書

皆野町（以下「甲」という。）と埼玉県立皆野高等学校（以下「乙」という。）は、皆野町における地方創生に連携・協力して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、相互に連携・協力し、地方創生に取り組むことで、町の発展及び教育の振興に寄与することを目的とする。

### （連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をするものとする。

#### （1）乙による町の活性化の支援

- ア 町の情報発信への参画
- イ 各種町のイベントへの参加
- ウ 地域の活動への参加

#### （2）甲による乙の教育活動の支援

- ア 模擬選挙や商品開発の授業に対する講師等派遣
- イ 生徒の通学環境の整備
- ウ 実践教育の場の提供

#### （3）甲及び乙が連携した町の教育環境の向上・地方創生の取組

- ア 町立小・中学校と乙との相互交流
- イ 幼年期から成人まで切れ目のない生涯学習教育の実施
- ウ 町の特産品の開発・普及啓発
- エ 福祉マインドを持った人材の育成・人に優しいまちづくり

### （秘密保持）

第3条 この協定に基づき知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による協定終了の通知がないときは、何らの手続を経ることなく1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月10日

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1  
皆野町

皆野町長 石本戸道也

埼玉県秩父郡皆野町大字大淵19番地1  
埼玉県立皆野高等学校

校長 松本英和